

（質問第十九号） 昭和二十二年八月二日配付

商法改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月一日

姫井伊介

参議院議長 松平恒雄殿

商法改正に関する質問主意書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が發布されたとはいえ、産業の民主的社會化を必至とする今日、資本主義謳讃時代に出来た商法は、根本的に改正するの要がある。且つ商法の内容から言つて、商法という名も適當ではあるまい。そこで左のことを質問する。

一、政府は現行の商法を産業法と改称し且つこれを改正する意思無きや。

右に対し文書答弁を求める。